

平成27年 第5回教育委員会 会議録

日 時	平成27年5月18日(月) 午後1時30分～3時
場 所	向日市役所 第6会議室
出席委員	前田委員長、雨宮委員、白幡委員、松本委員、奥野教育長
欠席委員	なし
事務局	教育部長、次長兼生涯学習課長、学校教育課長、学校教育課担当課長、学校教育課主幹2名、教育総務課課長補佐、教育総務課主査
議 題	議案第10号 向日市議会平成27年第2回定例会の議決を経るべき 条例案に対する意見について 委員会諸報告
傍 聴 者	なし
委員長	開会宣言
委員長	本日は、まず委員会諸報告について報告を願う。
事務局	<p>— 向日市留守家庭児童会育成事業運営要綱の一部改正について —</p> <p>「向日市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の施行に伴い、運営要綱の一部を改正するものである。</p> <p>改正の主な内容は、次のとおりである。</p> <p>○児童福祉法の一部改正により、放課後児童健全育成事業の対象が、小学校に就学している児童に改正されたことを踏まえ、対象児童を小学6年生までに拡大するものである。</p> <p>○条例で定める「運営規程」を新たに規定するため、必要な条文の追加、整理等を行うものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数及び職務の内容 ・開所している日及び時間 ・利用定員など <p>○「利用定員」について、条例の「設備及び支援の単位の経過措置」に合わせ、経過措置を設けるものである。</p> <p>○施行期日 平成27年4月1日</p>
委員	<p>【質疑等】</p> <p>経過措置の当分の間とは、どれくらいの期間か。</p>

事務局	経過措置については、5年間を目途に考えている。
委員	条例の基準に達していない児童会は何箇所あるのか。
事務局	本年4月から、学校施設を活用しており、面積基準についてはすべての児童会で基準を満たしている。また、支援の単位についても、1箇所を除いてすべて基準を満たしている。
委員	今年度から5、6年生も入会対象となっているが、実際の入会人数はどれくらいか。
事務局	4月1日現在で、5年生が17人、6年生が5人となっており、5年生については全員4年生から継続して入会している。
委員	要綱の改正で「保護」を「保育」に改めた理由は何か。
事務局	児童福祉法における規定や他市の状況なども踏まえ、より適切な表現とするため、「保育」に改めたものである。
委員長	次に、「向日市教職員研修会について」報告を願う。
事務局	— 向日市教職員研修会について — (資料②に基づき説明) 【質疑等】
委員	それぞれの講座は、先生自身が希望して受講できるのか。
事務局	基本的には教職員のニーズに応じて受講している。ただし、校長が現状を見て、その先生に必要な講座を受講するよう助言することもある。
委員	コミュニケーション能力の講座は、誰のコミュニケーション能力の向上を図ることをねらいとしているのか。
事務局	教員自身が、児童生徒や保護者、職員間でのコミュニケーションを円滑に図るために、自分自身の伝え方や受け止め方をどう変えていくかということについて、実践的に研修を行った。

委員長	<p>次に、議案第10号「向日市議会平成27年第2回定例会の議決を経るべき条例案に対する意見について」及び「向日市議会平成27年第2回定例会提出予定議案について」の報告をしていただきますが、この議案及び報告については公開することにより、今後の市議会での審議への影響も考えられるため、秘密会にしたいと思います。</p> <p>秘密会にすることに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>(全員挙手)</p>
委員長	<p>全員挙手により秘密会とする。</p> <p>(以下秘密会)</p>
委員長	<p>議案第10号「向日市議会平成27年第2回定例会の議決を経るべき条例案に対する意見について」の採決を行う。</p> <p>(全員挙手)</p>
委員長	<p>議案第10号は承認された。</p> <p>(以上秘密会)</p>
委員長	<p>秘密会を解く。</p>
委員長	<p>閉会宣言</p>